

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	揖斐川町 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

揖斐川町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

揖斐川町長

公表日

令和7年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、0～18歳(18歳になって最初の3月31日までの者)までの子どもを対象として、子どもを育てる保護者に3歳未満の第1子・第2子は、月1万5千円、第3子以降は、月3万円、3歳～18歳の第1子・第2子は、月1万円、第3子以降は、3万円を支給している。所得による支給の制限はない。 ・また、児童福祉施設に入所していたり里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に支給する。 ・揖斐川町は児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①児童手当の支給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答 ⑤関係機構への資料の閲覧・提供・報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答 ・他団体への情報紹介に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。 ・上記事務についてマイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当システムファイル、2. 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表の81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表106、107の項(別表における情報提供の根拠) 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	住民福祉部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部政策広報課デジタル推進室 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民福祉部子育て支援課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か []	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[○]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I－5－②所属長の役職名	住民福祉部子育て支援課長 松井 孝二	住民福祉部子育て支援課長	事後	
令和3年8月13日	I－3法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)	事後	
令和3年8月13日	I－3法令上の根拠	2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和3年8月13日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事前	
令和5年3月6日	I－3法令上の根拠	2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年度内閣府・総務省	削除	事後	
令和5年3月6日	I－4－②法令上の根拠	(26、30、87の項)	(26、30、87、106の項)	事後	
令和5年3月6日	I－7請求先	住民福祉部住民課	総務部政策広報課デジタル推進室	事後	
令和5年3月6日	I－7連絡先	総務部総務課	住民福祉部子育て支援課	事後	
令和6年12月10日	I－1－②事務の概要	中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を育てる保護者に月1万5千円又は1万円を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。	0～18歳(18歳になって最初の3月31日までの者)までの子どもを対象として、子どもを育てる保護者に3歳未満の第1子・第2子は、月1万5千円、第3子以降は、月3万円、3歳～18歳の第1子・第2子は、月1万円、第3子以降は、3万円を支給している。所得による受給の制限はない。	事後	
令和6年12月10日	I－1－②事務の概要	①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答	①児童手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答	事後	
令和6年12月10日	I－3法令の根拠	別表第一の56の項	別表の81の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I -4-②法令の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表106、107の項 (別表における情報提供の根拠) 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年12月10日	II -1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	